

厚生だより

2023

2

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和 5年（2023年）2月 1日号



(広島城 写真提供)

えらべる倶楽部からのお知らせ

- ① 「ベネフィット・ステーション」への移行について
- ②～④ 「図書カードNEXT (1,000円分)」プレゼント
- ⑤ 全国共通お食事券 (ジェフグルメ) 補助 実施中!
- ⑤ 会員専用サイト新規ログインキャンペーン 実施中!
- ⑤ 健康増進・リフレッシュ補助券利用対象施設について

健康・相談

- ①⑦ 職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- ①⑦ 定期健康診断の再検査を受けましょう
- ②⑩ ニコニコ (2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- ②② 笑顔でヘルシーダイヤル等

募集します

- ⑨ 広島交響楽団定期演奏会入場希望者募集!!
- ①① 全国都市職員災害共済会 火災共済の継続加入
- ①② 全国市長会任意共済保険の募集

お知らせします

- ⑥～⑧ 自転車保険に加入していますか?
- ⑩ 個人型確定拠出年金「iDeco」に係る事業主の証明について
- ⑩ 特約店のお知らせ
- ⑬ 職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険募集のお知らせ
- ⑭ (退) 財形貯蓄の手続き
- ⑮ (退) 老齢厚生年金の繰上げ支給
- ⑮ (退) 保険手続き
- ⑯ 被扶養者認定・取消の手続を忘れずに!
- ⑱ 育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の設定等
- ⑲ 進学資金に職員共済組合の貸付を!
- ⑲ 現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方へ
- ⑳ 公費負担医療費受給者証の写しを提出してください!

「ベネフィット・ステーション」への移行について

現在、ご利用いただいている会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」は、令和5年3月31日をもって終了し、4月1日からは「ベネフィット・ステーション」に移行させていただきます。

移行手続きなどについては、3月にお配りする「利用ガイド」でご案内いたします。

旅行・レジャー・ショッピングをはじめ、健康・自己啓発に至るまで、幅広いカテゴリでのサービスや、楽天ポイント・WAONポイントなどに交換できる便利でお得な会員限定ポイント「ベネポ」の付与など、魅力あるメニューを提供してまいります。

ベネポ 「貯めて」「使って」「交換できる」お得な会員限定ポイントです

ベネフィット・ステーションの利用でベネポが貯まります。

例えば・・・

JTB国内旅行

旅行代金が150,000円だと
ベネポ還元率3%
4,500円分の
ベネポプレゼント♪

劇団四季「アラジン」のチケットを
家族4人分購入した場合

12,100円×4人
=48,400円
ベネポ還元率15%
7,260円分の
ベネポプレゼント♪

貯まるメニュー：1.3万メニュー



100Pからご利用
になります！

ベネフィット・ステーションのサービスメニューや一般サービスにもベネポが利用できます。

利用可能

交換可能

※交換に必要なベネポは各社で異なります。

使えるサービス：3,900万サービス以上！

●令和5年3月1日～31日先行サービス提供開始！

宿泊補助など広島市独自メニューは除きますが、一部ベネフィット・ステーションをご利用いただけます。

詳しくは、3月にお配りする「利用ガイド」でご案内いたします。

●会員証は、スマートフォンなどで表示する「Web会員証」(モバイル会員証)になります。

また、希望される方には、これまでどおり「カード会員証」を発行します。

●広島市独自メニューの「健康増進・リフレッシュ補助券」と「映画館入場補助券」の利用に当たっては、会員証の代わりに「身分証明書」や「健康保険証」、「運転免許証」などの提示でもご利用いただけるようになります。



今年度も実施！ 広島市オリジナルキャンペーン 全会員対象「図書カードNEXT(1,000円分)」プレゼント

えらべる倶楽部では、昨年度に引き続き、図書カードの電子版「図書カードNEXT(1,000円分)」を、お申し込みいただいた会員様全員に、もれなくプレゼントします！！会員の皆さん、この機会をどうぞお見逃しなく！

プレゼント商品

図書カードNEXT1,000円分



図書カードNEXTとは・・・
書店でも、オンライン書店でも
利用可能な図書カードの電子版。
有効期間は10年！詳細は以下の
URLでご確認ください。

<https://www.toshocard.com>

応募期間

令和5年2月1日10:00～2月28日23:59

※電子クーポンの配信は令和5年3月中旬頃の予定です。

- ①3月中旬頃、お申し込み時に登録されたメールアドレスに電子ギフト券「図書カードNEXT」のURLをお送りします。
- ②メールに記載のURLをクリックすると、電子クーポン（QRコード）の画面が表示されます。
- ③QRコードを表示したスマートフォン、またはQRコードをPDFにして印刷した紙を書店員の案内に従い読み取り機に置いてください。
- ④詳しくは「図書カードネットギフト ご利用方法」で検索ください。

お申込方法

会員本人お一人様一回限り。会員専用サイトでのお申し込み限定。
お電話・FAXでのお申し込みは承れませんのでご了承ください。

会員専用サイトからお申込みください。

1

トップページの「補助・特別メニュー」
より応募ページへ

PC



スマートフォン



◎補助・特別メニュー
を選択

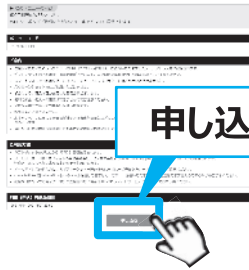
申込期間限定「図書カードNEXT」
1,000円クーポン

【申込期間限定「図書カードNEXT」1,000円クーポン】
をクリックいただくと、お申込画面に移ります。必要事項を
入力の上、お申し込みください。
※2月1日10:00から掲載されます。

個人情報の取り扱い
方法に同意して承認

2

申し込み画面へ



申し込み

3

配信先の設定



【お申込み前のご確認】
表示を確認し、
「確認しました」をクリック！
次の画面で配信先を設定



設定する

4

配信先の登録

必要項目を入力し、
「登録」メールアドレスの
入力不備に
ご注意ください。

5

申し込み完了！



申し込み

申し込み完了！

ご利用方法

1

お受け取りのURLのメールが届く

届いたURLをタップ（クリック）して、
ギフト（QRコード）を受け取り！

※メールの受信制限されている方は
下記メールを受信可能にしておいてください。
contact-vticket@jtb-benefit.co.jp

メールが届かない・誤って削除したときは…
「申し込み画面」の「交換履歴」をクリック。図書カードNEXT
ネットギフト

交換履歴

送付されたURLをご確認いただけます。
(令和5年3月31日まで)

(お申込みいただいたギフト名) 500

備考1 ネットギフトのURL
備考2 認証コード ※認証コード入力が必要なギフトのみ

2

電子クーポンを受け取る

1,000円分の電子クーポン（QRコード）が表示されます。

3

お店で使う

QRコードを、書店員の案内に従い
読み取り機に置いてください。
一部のオンライン書店でもご利用可能です！



※フィーチャーフォン
(ガラケー) には
対応していません。

※対象店舗は、「図書カードNEXT」サイト【取扱店検索】でご確認ください。
※いかなる理由があってもURL等の再発行はいたしかねます。
※転売することはできません。

PDFファイルをダウンロードすると、
プリントアウトが可能！

スマホがなくても使えます。



会員専用サイトへのログインについて



会員専用サイトへのログイン方法については、利用ガイド5ページを参照していただき、手順をお願いします。

ログインには会員番号、パスワードが必要です。初めてログインされる方は、ログインに必要な仮パスワードをご確認ください。(利用ガイド4ページを参照ください。)



えらべる倶楽部のログイン等に関するお問い合わせ

えらべる倶楽部サービスセンター：03-5646-5540

受付時間：平日10時～21時 土日10時～17時(年末年始、祝日は除く)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため平日営業時間を18時までとさせていただきます。(1月1日時点)

会員番号(16桁)とパスワードをお忘れの方へのご案内

※会員番号は「健康増進・リフレッシュ補助券」や「映画館入場補助券」でもご確認いただけます。

<PCの場合>

<https://www.elavel-club.com>

えらべる倶楽部

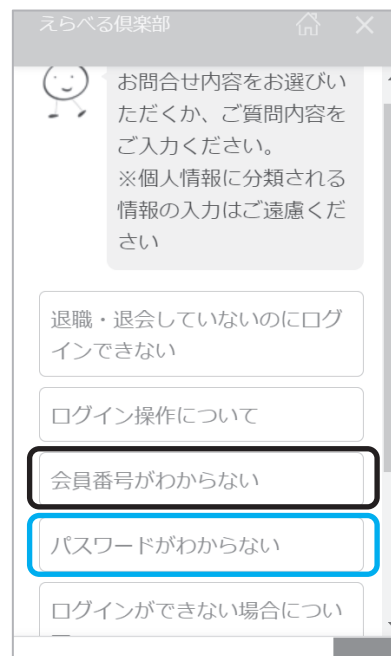
カテゴリページを見る

ログイン

トップページの「ログイン」をクリック→ページ右下に表示される「チャットボット(ご案内機能)」をクリック

<スマホの場合> (アプリからはご利用いただけません)

<https://www.elavel-club.com/smp>



会員番号がわからない場合はこちらをクリック/タップ

パスワードがわからない場合はこちらをクリック/タップ

※チャットボット(ご案内機能)にて手続き方法をご案内いたします。

会員番号通知書(無料)のお届けは10日程度かかります。

会員番号通知書には「会員番号」「パスワード」が記載されています。

※会員証の再発行でも会員番号をご確認いただけます。(カード型会員証の再発行には税込1,100円必要です。)

※申請内容に不備がある場合は、お届け日が遅くなりますので、不備のないよう申請ください。

※1月1日現在の情報です。不測の事態により、会員証お届けに時間がかかる場合もありますので早めに申請ください。

パスワードをお忘れで急ぎ確認したい方へのご案内

初めてログインされる場合は、会員証をお配りした際の台紙に「仮パスワード」が記載されています。パスワードをお忘れで急ぎ確認したい方は、会員様本人からえらべる倶楽部サービスセンター・パスワード問合せ専用ダイヤルにお尋ねください。

TEL：03-5646-5545

※お申し込みいただいた「図書カードNEXT(1,000円分)」は、税法上、雑所得になるため、確定申告又は市・県民税の申告が必要です。

全国共通お食事券(ジェフグルメ)補助 実施中!

1月から実施している広島市オリジナルキャンペーン「全国共通お食事券(ジェフグルメ)補助」! 補助は全会員対象です。ぜひ、この機会にご利用ください。

全国
35,000
店舗で使える

全国共通お食事券
ジェフグルメカード

テイクアウト
にも使えます

一般価格500円/枚が会員特典価格で485円/枚
さらに、下記の補助金を差し引いて350円で購入いただくことができます。



補助

全国共通お食事券

ジェフグルメカード補助

135 円補助 /枚

⇒ 1枚500円が350円で購入可能!! 30%OFF!!

利用可能な店舗は「使えるお店 全国共通お食事券ジェフグルメカード」などで検索ください。

ご購入条件

購入後の有効期
限はありません

年度内 60枚まで



定価500円のお食事券が
補助を使うと350円で購入できます!

60枚まで使えるという事は・・・
30,000円分を21,000円で購入可能。
9,000円もお得。
ぜひ、お申し込みください。

お申込方法(会員専用サイトのみ)

- STEP 1 パソコンの場合はトップページ上段で、スマートフォンの場合は下部「検索」で、「ジェフグルメカード」または「50508001」で検索。
- STEP 2 ジェフグルメカードの「補助金申請」をタップ。ご利用方法を確認の上、お申し込みください。

会員専用サイト新規ログインキャンペーン 実施中!

対象期間

令和5年1月1日~2月28日

商品券

プレゼント
商品

商品券5,000円分を30名様にプレゼント!!

プレゼントは抽選になります。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。あらかじめご了承ください。

応募方法

パソコン、スマートフォンから、「えらべる倶楽部」会員専用サイトにログインしていただくだけで応募は完了します。

※会員専用サイトへのログイン方法については、4ページに掲載していますのでご参照ください。

健康増進・リフレッシュ補助券利用対象施設について

健康増進・リフレッシュ補助券利用対象施設について、次のとおり営業終了となる施設などがありますのでお知らせします。

- ①プレイガイド「福屋本店」及び「福屋広島駅前店」の2店舗は、2月28日をもって営業終了となります。
- ②天然温泉「ほの湯(楽々園)」は、改装のため2月28日(予定)まで補助券の利用を一時停止しています。

自転車保険に加入していますか？



互助会

☎内81-2353
☎504-2063

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行により、令和5年4月1日から、自転車利用者に対して自転車損害賠償保険等（自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等）への加入が義務付けられます。

万が一、自転車事故を起こしてしまったときに備えて、保険に加入しましょう。

スタート

自転車保険に加入しているかチェックしてみましょう

自動車の任意保険、火災保険、傷害保険、各種共済、PTA保険、団体保険、クレジットカードの保険等に入っていますか？

はい

いいえ

特約等で自転車事故を補償の対象とした個人賠償責任保険が付いていますか？

いいえ

自転車向けの保険に入っていますか？

いいえ



使用している自転車にTSマークが貼ってありますか？

はい

いいえ

TSマークに記入された点検日からの経過期間が1年以内ですか？

はい

いいえ

はい

はい

自転車損害賠償保険
対応済

損害保険は原則1年更新です。引き続き自転車損害賠償保険に加入するよう気をつけてください。事故が発生した際の示談交渉サービス付帯の保険もあります。

TSマーク付帯保険
対応済

TSマークは、自転車安全整備店で自転車を購入するか、点検整備を行うかして、基準に合格すると、自転車に貼り付けられます。

自転車損害賠償保険
等に加入しましょう

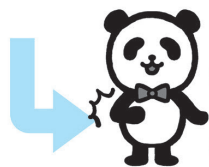
自動車の任意保険や傷害保険等に加入済の方は、特約等で個人賠償責任保険を付帯することができる場合もあります。

令和5年4月 広島県自転車条例が施行されます



© JAPAN-DA

自転車運転の賠償リスクに備える**保険に加入すること**が**義務化**されます。



広島市職員互助会 団体傷害保険
に加入すれば**対応可能**です!!

※**月額**
500円~

※普通傷害保険、パーソナルプラン、PC型の場合



自転車事故で加害者となり、高額な賠償責任を負うことも…

＜自転車事故における損害賠償事例＞

賠償額	事故の概要
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の道路から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 (東京地方裁判所、平成20（2008）年6月5日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19（2007）年4月11日判決)
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工（62歳）の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成17（2005）年9月14日判決)



そんな時は…

個人賠償責任補償



自転車運転中も含め、国内において他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じたときに補償されます！

お子様を含めご家族全員が補償されますので、お子様の通学中も安心!!

※ 個人賠償責任補償における被保険者（保険の対象になる方）は①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人または配偶者の別居の未婚の子など ⇒ 詳細はパンフレットをご参照いただくか、下記のお問い合わせ先の取扱代理店担当者または損保ジャパンまでご連絡ください。

広島市職員互助会 団体傷害保険

保険期間:毎年8月1日から1年間(毎年自動更新)

中途加入も
可能です!



下記の補償に加え

個人賠償責任補償が自動セットされます。



傷害プラン

(普通傷害保険・家族傷害保険)

- 死亡・後遺障害 ●入院保険金
- 手術保険金 ●通院保険金



病気プラン

新・団体医療保険(医療保険基本特約・
疾病保険特約セット)団体総合保険
(オプション)

- 入院保険金 ●手術保険金
- 退院後通院保険金



個人賠償責任補償特約
(自動セット)

保険金額: **5,000万円**

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



詳細につきましては、
こちらの二次元コード
から団体傷害保険の
パンフレットがダウン
ロード出来ます。



お問い合わせ先:取扱代理店 広島市流通センター株式会社

TEL(082)277-6121 FAX(082)279-8392

担当: 浜本 E-mail:hamamoto-s@h-ryutu-c.jp

引受保険会社:(幹事) 損害保険ジャパン株式会社

広島支店 法人第一支社 TEL(082)243-6201

(受付時間) 平日午前9時から午後5時まで



2023年4月1日に施行される広島県自転車条例^{*1}で 賠償責任保険への加入が義務化されます！

^{*1} 広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例

STEP 1. 現在のご加入状況を確認！



自転車運転中の賠償責任リスクに備える保険は、自動車保険のほか、火災保険やケガの保険など、さまざまな保険のオプションとして加入いただけます。保険証券・加入者票などでご加入状況をご確認ください。

未加入の場合...

STEP 2. ご加入方法を検討！



東京海上日動公式キャラクター
東京海 ビヨーン

広島市役所職員の皆さまは
広島市職員互助会 団体扱自動車保険のオプション
『個人賠償責任補償特約』
での加入がおすすめ！

広島市職員互助会 団体扱自動車保険とは？

広島市役所職員および退職者様限定の自動車保険制度です。
通常よりも **15%割安^{*2}**な保険料でご加入頂けます。
個人賠償責任の保険金額は**無制限！**（国内無制限・国外1億円）

^{*2} 保険期間の始期日が2023年1月1日～2023年12月31日の契約に適用される団体扱割引率です。割引率は団体の損害率等により毎年見直されます。

STEP 3. お見積り

お見積り例

マツダ2
の場合



月々5,660円
年間67,920円

保険料算出条件

型式：DJLAS(料率クラス：車両5/対人4/対物6/傷害7)、保険期間：令和5年1月1日～令和6年1月1日(1年間)、16等級、事故有係数適用期間0年、用途・車種：自家用小型乗用車、通勤・通学使用、記名被保険者生年月日：昭和58年1月1日、35歳以上限定、本人・夫婦限定、ゴールド免許、保険料払込方法：団体扱(給与控除月払)、団体扱割引15.0%、新車割引、対人賠償責任保険：無制限、対物賠償責任保険：無制限(免責金額0)、弁護士費用特約(自動車)、人身傷害保険：5,000万円、車両保険120万円・一般条件・免責金額1回目5万円・2回目以降10万円、車両新備保険特約(協定新備保険金額200万円)、レンタカー費用等補償特約(上限15日、日額5,000円)、傷害一時費用不担保特約、ドライブエージェントパーソナル特約(2カメラ一体型ドライブレコーダー)、個人賠償責任補償特約

一般契約よりも
年間約14,000円
も割安！

「個人賠償責任補償特約」の
保険料は...

月々180円！



お見積り方法：お見積りについてはお気軽に以下《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《お問い合わせ先（代理店）》

広島市流通センター株式会社

(担当：川鍋 kawanabe@h-ryutu-c.jp)

〒733-0832 広島市西区草津港3-2-1

TEL：082-277-6121 FAX：082-279-8392



お見積り等のご連絡は
QRコードからも
ご依頼頂けます！



このチラシはトータルアシスト自動車保険（総合自動車保険）団体扱についてご紹介しています。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意しておりますので必要に応じてご確認ください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問合せください。

引受保険会社（幹事）



東京海上日動火災保険株式会社

担当課：広島支店営業課 TEL：082-511-9093

2022年12月作成 22-TC08392

互助会招待事業 (広島交響楽団定期演奏会)

3月開催分
入場希望者募集!!

互助会

☎内81-2356
☎504-2063

募集内容

第429回広島交響楽団定期演奏会

【日時】 3月4日(土) 15:00開演

【会場】 広島文化学園HBGホール(広島市文化交流会館)

【募集人数】 28人

【負担金】 S席 2,700円 A席 2,400円 B席 2,200円

※当選者には2月15日頃に通知書を発送します。申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

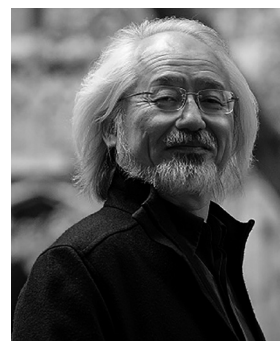
注) 新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催日の延期や中止、出演者や曲目が変更になる可能性もありますので、予めご了承ください。



【指揮】 鈴木 雅明

【曲目】 モーツァルト：歌劇「ドン・ジョヴァンニ」K.527 序曲
モーツァルト：交響曲第29番イ長調 K.201 (186a)
チャイコフスキー：交響曲第6番ロ短調作品74「悲愴」

2022年度最後の定期演奏会は、モーツァルトとチャイコフスキーの一見よくありそうな名曲プログラムをバッハ・コレギウム・ジャパン率いるバロックの名手、鈴木雅明が指揮する想像を超えたプログラムをお届けします。



指揮：鈴木 雅明
©Marco Borggreve

【配布枚数】 1人2枚までとします。
※未就学児は入場できません。

【申込期限】 2月7日(火) 23:59まで

参加希望の方は互助会 Web サイトから

申込方法

互助会Webサイト <https://hgojokai.or.jp> 内の専用フォーム（下記のQRコードを読み込むと便利です。）

【申込受付】 2月1日(水) から

※専用フォームからの申込後、互助会への着信の有無等の問い合わせについては、お答えできませんので ご了承ください。

対象者

互助会会員及びその家族（配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹）

※配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外

チケットの受け取り方法

当選通知書と負担金を互助会窓口へ持参し、チケットと引き換えてください。

なお、チケットの郵送を希望される場合は、所属に送付し、負担金は振り込み（振込手数料は本人負担）となります。

個人型確定拠出年金「iDeCo」に係る事業主の証明について

互助会

☎内81-2357
☎504-2060

概要	
個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは	公的年金に上乘せして給付を受ける私的年金のひとつで、国民年金基金連合会が実施しています。 加入者が掛金を定めて拠出し、加入者の判断で運用商品を選択し、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定されるものです。 運用リスクは加入者本人が負うこととなりますので、運用結果は自己責任です。
掛金の拠出限度額等	(公務員(共済組合員)の場合) 月額12,000円。5,000円以上から、1,000円単位で設定可能です。 別途、加入時の手数料や口座管理手数料がかかります(管理運営機関により異なります。)
税制	掛金は、小規模共済等掛金控除として全額所得控除されます。 また、運用益も非課税となり、受取時にも控除が適用されます。
払出	原則60歳まで引き出すことはできません。 また、加入時の年齢によって受給開始時期が異なります。
解約	途中での解約はできません。
募集時期	随時募集しています。iDeCoを取扱う管理運営機関へ直接申し込んでください。
加入までの流れ	(例) 広島市職員共済組合員が、福利課厚生係で証明手続きを受けて加入申込を行う場合 ① 運営管理機関・運用商品の選択 【加入者 ⇄ 管理運営機関】 ② 加入申出書・事業主証明書の入手 【管理運営機関 ⇒ 加入者】 ③ 事業主の証明 【加入者 ⇄ 福利課厚生係】 ④ 加入申込 【加入者 ⇒ 管理運営機関】
事業主の証明に必要な書類	事業主の証明に必要な書類については、証明手続きの担当部署にお問い合わせください。 (例) 福利課厚生係が、広島市職員共済組合員の証明手続きを行う場合は、次の書類が必要です。 ・「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」 ・「基礎年金番号等の提供に関する同意書(広島市職員共済組合提出用)」 ・「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書(広島市提出用)」 ・「基礎年金番号のわかるもの(ねんきん定期便、給付算定基礎額残高通知書など)の写し」

加入を希望する場合、まずは、iDeCoを取扱う管理運営機関(金融機関)をご自身で選択してください。
なお、個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入申込に際し必要となる「事業主の証明」は、加入されている年金制度により証明手続きを行う部署が異なります。

- 1 広島市職員共済組合員(※)については、福利課厚生係で証明手続きを行います。
(※地方独立行政法人広島市立病院機構採用の共済組合員については、機構本部経営管理課で証明手続きを行います。)
- 2 教育委員会所属の公立学校共済組合員(※)については、①総務課又は②教育給与課で証明手続きを行います。
(※①高等学校・幼稚園・中等教育学校(後期) ②小学校・中学校・中等教育学校(前期)・特別支援学校)
- 3 広島市職員共済組合の短期組合員については、各任命権者(※)で証明手続きを行います。
(※任命権者が教育委員会の場合は、2と同様の取扱いとなります。)

特約店のお知らせ

互助会

☎内81-2356
☎504-2063

変更 下記の特約店に変更がありましたので、お知らせします。

【自動車販売部門】	(株) アンフィニ広島	
定休日	旧	新
大州店	フルオープン	火曜日
その他の店舗	火曜日	火曜日・第2水曜日

全国都市職員災害共済会 火災共済の継続加入

互助会

☎内81-2356・2358
☎504-2063

継続加入の募集

【申込締切】 令和5年2月2日(木) 必着

【申込方法】 1月下旬に、現在の火災共済加入者あてに火災共済契約満了通知書兼契約(継続)申込書等を配付しておりますので、継続契約希望・脱退希望にかかわらず、申込書に必要事項を記入のうえ、3枚ともすべてを互助会に提出してください。

※令和5年3月末で脱退される方及び早期退職される加入者(令和5年3月末退職予定の会計年度任用職員を含む)は、事前に互助会までご連絡ください。



【共済期間】 令和5年4月1日から1年間

【掛金】 3月期末手当から控除します。
(控除できなかった方には別途連絡します。)

【申込方法】 互助会Webサイト (<https://hgojokai.or.jp>) 内に掲載されておりますので、ご覧ください。
携帯からの閲覧にはQRコードを読み込むと便利です。



- 都市職員のための共済事業 -

ご存じですか?

少ない掛け金で
大きな補償と安心

都市生協の 火災共済

充実した補償

建物	4,000万円	合計	6,000万円
動産	2,000万円		

火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ、風水雪害(600万円限度)、災害死亡(300万円限度)

※地震災害見舞金等、各種見舞金も充実しています。

共済掛金額(年額)

1口当たり(補償金額50万円)	
木造建物	300円
耐火造建物	200円

木造 建物4,000万円、動産2,000万円の契約をした場合
120口(契約金額6,000万円) × 掛金300円 = 36,000円

厚生労働大臣認可



生活協同組合 全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館内
<http://www.toshiseikyo.or.jp>

「動産」のみでも契約ができます。
「退職後」も引き続き加入できます。

風水雪害特約加入で最高3,000万円まで補償!

近年、局地的な豪雨、豪雪等の自然災害が多発!!

※更に十分な補償が得られるよう火災共済契約(基本契約)に加えて、特約契約を。

火災共済金の風水雪害共済金(600万円限度)に加えて、風水雪害特約共済金(2,400万円)を支払います。
(損害額の1/2が限度)

1口当たり掛金額	木造建物 耐火造建物	150円
----------	---------------	------

水・かぎトラブルの応急処置サービス

水まわり、かぎ開けでお困りの際に専門業者を手配し、24時間・365日、駆けつけるサービスです。水漏れを止めたり、かぎを紛失した際の錠開けなどの応急処置(出張料および作業料が無料)を行います。

平成26年度から開始!

「都市生協」の紹介

- 都市生協は、生活協同組合 全国都市職員災害共済会の通称で、厚生労働大臣の認可団体です。
- 都市生協は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。

0120-753-375 または 03-3262-5290

受付時間：月～金(土・日・祝日を除く)午前9時～午後5時

全国市長会任意共済保険の募集

互助会

☎ 81-2353-2358
☎ 504-2063

全国市長会任意共済保険の令和5年度の申込受付を、以下のとおり行います。

受付期間 2月6日（月）～3月2日（木）

申込方法

① 新規加入・変更・脱退を希望される方は、加入申込書に必要事項を記入・押印のうえ、本人控えを取り、互助会に提出してください（なお、新規加入または増額を希望される場合は、パンフレット内の“加入資格”を確認のうえ、申し込みしてください）。また、広島市において加入できる保険金額は、1,000万円までとします（ただし、すでに保険金額1,500万円に加入されている方については、そのままの額で継続することができます。）。

※結婚等により氏名が変更になった方・死亡保険金受取人を変更される方は、申込書での変更も可能ですが、保険期間開始（6月1日）前の変更をご希望の方は、互助会に連絡してください。

② 現在の加入内容（医療保障保険を含む。）のまま継続される方については、自動的に更新されますので、加入申込書の提出は不要です。

③ 令和5年3月31日の退職時で脱退される方は、提出不要です。

保険期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間。（以後毎年自動更新）

保険料控除

令和5年6月給料から毎月控除。

退職後の取扱

・退職時に加入されている方は、保険年齢75歳まで継続して加入することができます。医療保険も退職時に加入されていれば、任意共済保険を継続することを条件に保険年齢75歳まで継続して加入することができます。

・令和3年度末で定年退職される方については、別途ご案内しておりますので、それに基づき手続きをしてください。早期退職（年度末か令和5年5月31日までの間に退職を予定）される方については互助会までご連絡ください。

制度内容お問い合わせ先

在職中（制度の保障内容および保険金請求や各種ご照会）

第一生命（全国市長会専用）コールセンター

☎ 0120-013-862

<携帯電話からもおかけいただくことができます。>
受付時間 10:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

退職後継続制度移行後（変更手続きおよび保険金請求や各種ご照会）

全国市長会退職後継続制度 事務代行会社
株式会社日本共同システム コールセンター

☎ 0120-981-670

<携帯電話からもおかけいただくことができます。>
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

締切厳守で
お願いします



職員互助会会員のみなさまへ

職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

募集のお知らせ

②職員互助会グループ保険・総合医療保険 ・3大疾病保障保険のポイント

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険

上手に活用できていますか？



1 職員互助会会員のための保険で必要な保障を お手頃な保険料(*)でご準備いただけます※1

(*)団体保険としての割引が適用された保険料です。

独身世代 本人26歳の場合	職員互助会グループ保険	総合医療保険	3大疾病保障保険
	死亡(高度障がい)保険金額 100万円	入院給付金日額 3,000円	3大疾病(死亡)保険金額 100万円
	死亡保険金額+災害保険金額 120万円 障がい給付金額 2~14万円 入院給付金額1日につき 300円 男性 167円 女性 138円		上皮内新生物診断保険金額 10万円 男性 245円 女性 242円
	月払保険料(確定)合計	男女共通 807円	
		男性：1,219円 女性：1,187円	



2 職員互助会グループ保険・総合医療保険には

配当金の取扱いがあります※2



保険金
給付金

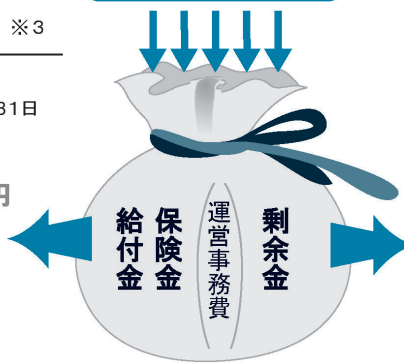
お支払いの実績 ※3

保険期間(1年間)
令和3年8月1日~令和4年7月31日

〔職員互助会グループ保険〕 10件
約2,124万円

〔総合医療保険〕 103件
約842万円

1年間に集まった
保険料



配当還元率 ※4

〔年間払込保険料に対する配当金の割合〕

保険期間(1年間)
令和3年8月1日~令和4年7月31日

〔職員互助会グループ保険〕 約**25.5%**

〔総合医療保険〕 約**8.3%**



※1 記載の月払保険料は直近更新日(今回は令和4年8月1日)から1年間の確定保険料です。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。また、年齢・性別(総合医療保険は年齢)により保険料は異なります。

※2 商品別に1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。なお、3大疾病保障保険は配当金の取扱いはありません。

※3 記載の保険期間の制度に基づくものであり、現在の制度と異なる場合があります。

※4 記載の保険期間の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険の新規募集は毎年5月~6月に行っています。

【 専用メールアドレス】 nissay-hiroshimaRM@nissay.co.jp

※事務幹事会社(日本生命保険相互会社)の互助会制度専用メールアドレスです。

当資料は、制度の内容がすべて記載されているものではありません。

あくまでも参考資料としてご活用ください。

ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

財形貯蓄の手続き

福利課

☎内 81-2357
☎ 504-2060

市立病院機構経営管理課

☎(直通)569-7816
FAX 569-7826

今年度退職を予定されていて、財形貯蓄（一般、住宅）に加入している方は、次の手続きをしてください。

※定年退職される方は、すでに案内をお送りしておりますので確認してください。

1 解約する場合

- (1) 再就職の予定がない場合は、雇用関係がなくなりますので、解約することになります。
- (2) 再就職の予定がある場合でも、退職後2年以内に新事業主への継続手続きを行わない場合は、解約することになります。

【**手続方法**】 解約は所定の用紙に記入し、福利課へ提出

してください。(用紙は福利課にありますので、連絡いただければ、庁内メールで送付します。)

【**提出期限**】 ・2月15日（水）までに提出⇒2月給与積立後、2月末日までに解約

・3月15日（水）までに提出⇒3月給与積立後、3月末日までに解約

※ 年度内に解約する場合は、3月15日（水）**必着**で提出してください。

市立病院機構職員（市派遣職員を除く）の財産形成貯蓄に係る退職の手続き等について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）職員（市派遣職員を除く。）の財産形成貯蓄に関する退職の手続きは、市立病院機構本部事務局経営管理課で行います。

広島市教育委員会の財産形成貯蓄に係る退職の手続きについて

広島市立の小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教職員（技術指導員、技術員、業務員及び給食調理員等を除く。）の財産形成貯蓄に係る退職の手続きについては、教職員課にお問い合わせください。定年退職される方には、案内を2月初旬にお送りしますので御確認ください。

【教職員課】電話：082-504-2511

2 広島市へ再就職する予定がある場合

- (1) 引き続き、広島市の財形貯蓄制度に加入することもできます。
- (2) 通常、給与及び賞与の額が下がりますので、積立額の変更を臨時に受け付けます。
(受付期間等は下記のとおりです。)

【**手続方法**】

ア 積立額を変更されない方

手続きは不要です。そのまま4月以降も積立てが継続します。

イ 積立額を変更される方（※ 変更申込書を福利課へ請求してください。）

(ア) 現在の積立額を4月給与で控除しても支障がない場合

4月3日（月）～14日（金）に、変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。

4月の給与までは現在の積立額で控除し、5月給与以降は変更後の積立額で控除します。

(イ) 4月給与から積立額の変更を希望する場合

3月15日（水）までに**必着**で変更申込書（積立額の変更）を福利課へ提出してください。

3 広島市以外（関係団体等含む）へ再就職する予定がある場合

(1) 新事業主が財形貯蓄制度を行っていない場合

ア 継続できないので解約することになります。解約方法は「1 解約する場合」と同様です。

(2) 新事業主が財形制度を行っている場合

ア 新事業主が預け替え（移管）することにより、これまで積み立てたものに継続して積み立てができます。

一般財形、住宅財形、それぞれ同一種類の財形貯蓄への継続が可能です。

イ 現在、財形貯蓄を預け入れしている金融機関を、新事業主が財形貯蓄取扱金融機関としていない場合は、新事業主が取り扱っている金融機関へ預け替え（移管）して継続することができます。継続の手続きについては、新事業主の担当者に相談してください。

退職される方へ 老齢厚生年金の繰上げ支給

職員共済組合

 ☎ 81-2363-2364
 ☎ 504-2061

老齢厚生年金の支給開始年齢が生年月日によって60歳から65歳まで段階的に引き上げられています。しかしながら、60歳以降であれば支給開始年齢になる前でも、請求により繰上げて年金を受け取ることができます。

なお、この繰上げ請求は、退職共済年金（経過的職域加算額）と日本年金機構等が支給する老齢厚生年金や老齢基礎年金等の繰上げ請求と同時に行う必要があります。

また、繰上げする月数に応じて次のとおり年金額が減額されます。

減額率 = 0.4%（※） × 繰上げ請求月から支給開始年齢になる月の前月までの月数

（例）老齢厚生年金額が1,200,000円で、昭和37年12月2日生まれの方が令和5年3月に繰上げ請求した場合

老齢厚生年金（支給開始年齢65歳）
 1,200,000円／年 - (1,200,000円 × 0.4% × 57月) = 926,400円／年

老齢基礎年金（支給開始年齢65歳）
 777,800円（満額） - (777,800円 × 0.4% × 57月) = 600,462円／年

退職共済年金（経過的職域加算額）も同様の減額率で計算します。

※令和4年3月31日以前に60歳に到達している方(昭和37年4月1日以前生まれ)は、0.5%となります。

○繰上げ請求する場合の注意点

繰上げは以下の点について注意が必要です。請求前に職員共済組合へご相談ください。

- ① 請求後は、請求を取り消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- ② 請求後は、事後重症などによる障害に係る年金を請求することはできません。
- ③ 厚生年金保険に加入中の方等は、勤務先からの報酬等により年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。退職共済年金(経過的職域加算額)、退職年金については、共済組合員(短期組合員を除く)の方は、全額支給停止されます。

○繰上げ請求窓口

職員共済組合年金係又は住所地を管轄する年金事務所

保険手続き

互助会

 ☎ 81-2353-2358
 ☎ 504-2063

「グループ保険」、「全国市長会任意共済保険」、「積立年金保険」に加入しておられる方で3月末に退職される方には、退職後の手続きについて案内を送付していますが、手続きがまだお済みでない方は至急手続きを行ってください。

（定年退職職員以外の方には送付しておりません。）

※案内が届いていない方、会計年度任用職員等及び早期退職の方は、互助会まで至急ご連絡ください。（積立年金保険については、年金受取の試算表作成が可能です。作成には時間がかかりますので、必要な方は必ず事前にご連絡ください。）

被扶養者認定・取消の手続を忘れずに！

職員共済組合

☎内81-2367

☎504-2062

令和5年4月1日から対象者が60歳以上の場合の収入基準が変わります。

組合員の家族の収入状況等に変化がある場合は、次の通り共済組合への手続を速やかに行ってください。

認定手続（退職等）

組合員の家族が、退職等により被扶養者の要件を備えることとなり、組合員が扶養する場合は、「被扶養者申告書」にその事実が確認できる書類を添えて、扶養事実の発生した日(退職の場合はその翌日)から30日以内に給与担当課(市長事務部局は給与課)へ提出してください。

被扶養者の要件や添付書類については、「被扶養者の範囲や主な届出例」に掲載しておりますので、ご参照ください。

※扶養事実の発生した日から30日以内に届出がされなかった場合、被扶養者の認定日は給与担当課の受付日となります。

取消手続（就職や収入増等）

組合員の被扶養者が、就職や勤務形態の変更等により新たに健康保険等に加入した場合は、「被扶養者申告書」にその事実が確認できる書類(就職の場合、新しい保険証や勤務条件通知書、就職辞令書等)と、組合員被扶養者証(黄緑色の保険証の原本)を添えて、事実の発生した日から30日以内に給与担当課(市長事務部局は給与課)へ提出してください。

被扶養者の要件や添付書類については、「被扶養者の範囲や主な届出例」に掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、健康保険等に加入していても、収入基準※を超える場合は、被扶養者取消の手続が必要です。

※このほかにも、配偶者等との収入逆転や、対象者との別居、年金の受給開始(額改定)等により被扶養者の要件を満たさなくなる場合がありますので、ご注意ください。

更新手続

組合員の被扶養者(22歳以上)のうち、更新手続が必要な対象者へは毎年6月以降に更新手続の案内をお送りしますので、内容を確認後、手続を行ってください。

対象者が60歳以上の場合の収入基準が変わります。(令和5年4月から)

地方公務員等共済組合法運用方針が変更されるに伴い、令和5年4月から、対象者が60歳以上の場合、被扶養者認定及び取消の収入基準※が下表のとおり公的年金等の受給の有無にかかわらず年間180万円(月額15万円)未満となります(60歳未満の方について変更はありません)。

これに伴い新たに被扶養者として認定しようとする場合は、共済組合への手続が必要です。

※ 収入基準 (その他の要件は「被扶養者の範囲や主な届出例」をご確認ください)

基準額	対象者	
	(変更前)令和5年3月まで	(変更後)令和5年4月から
年間130万円(月額108,333円)未満 ※雇用保険、傷病手当、出産手当等休業補償となる収入については、 月額3,612円未満(130万円÷12カ月÷30日)	下記以外の者	下記以外の者
年間180万円(月額15万円)未満 ※雇用保険、傷病手当、出産手当等休業補償となる収入については、 月額5,000円未満(180万円÷12カ月÷30日)	・障害年金受給者 ・60歳以上の者で公的年金等受給者	・障害年金受給者 ・60歳以上の者

※上記の収入基準と合わせて、主として組合員の収入により生計を維持していること及び対象者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1未満であることが必要です。

「被扶養者申告書」・「被扶養者の範囲や主な届出例」等は、次のところに掲載しています。

【市内WEBが見られる場合】

市内WEB>「各課のホームページ 企画総務局」の「人事部福利課」>「3 申請様式ガイド等」の「共済組合」

【学校等の場合】

C4thトップページ>市内WEB>「各課のホームページ 企画総務局」の「人事部福利課」>「3 申請様式ガイド等」の「共済組合」

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ 職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします

福利課

☎内81-2374-2375
☎504-2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員(労働者)は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、**必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。**

(受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。)

なお、対象は市長事務部局、行政委員会(学校を除く)、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。それ以外の方は、各事業主の庶務担当にお問い合わせください。

【職員定期健康診断個人票 (ピンク色)】

治養中・経過観察中の疾病がある人は、必ず該当する番号を記入してください。
記入した項目と関連のある検査項目値が再検査の場合は再検査対象外となります。

定期健康診断の再検査を受けましょう

福利課

☎内81-2374-2375
☎504-2062

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診してください(受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください)。

なお、再検査以外の検査はできませんので、お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師(内線2374-2375)がお受けしますのでご利用ください。

【本庁舎】 16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日
9:00~11:30 13:30~15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。

【巡回会場】(2月)

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます(クーポン券持参)

実施日	再検査場所・受付時間	
24日(金)	東区役所(5階講堂) 8:45~10:15	
8日(水)	佐伯区役所(6階601会議室) 11:00~12:30	南区役所(4階4-3会議室) 14:30~16:00
9日(木)	安佐北環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00	安佐北区役所(3階入札室) 14:30~16:00
10日(金)	安佐南環境事業所(2階協議室) 11:30~13:00	安佐南区役所(3階第4会議室) 14:30~16:00
7日(火)	下水道局管理部(地下大会議室) 8:45~10:15	西環境事業所(1階医務室) 11:30~13:00
16日(木)	西区役所(4階研修室) 8:45~10:15	中環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00
6日(月)	安芸区役所(3階第1会議室) 8:45~10:15	安芸環境事業所(2階医務室) 11:30~13:00

- ・やむを得ず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。(検査にかかる費用は自己負担となります。)
- ・医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出ください。
- ・対象は、市長事務部局、行政委員会(学校を除く)、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

育児休業等・産前産後休業終了時の標準報酬月額の変更等

職員共済組合

☎ 81-2361~2364

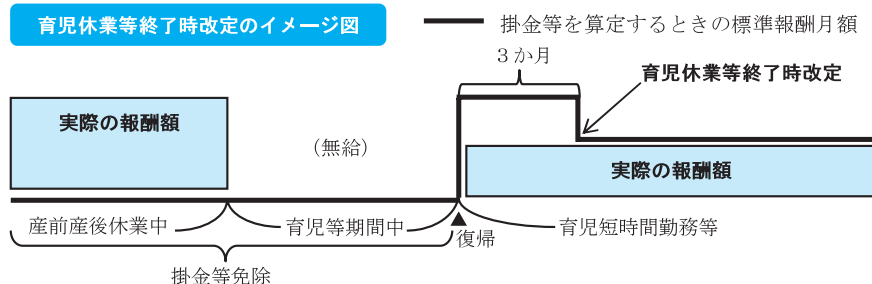
☎ 504-2061

1 育児休業等終了時改定

育児休業を終了した組合員が、育児休業を終了した日において、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等は除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、育児休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、育児休業等に続けて次の子の産前産後休業をとる場合には、育児休業等と産前産後休業を1つの休業とみなして、産前産後休業の終了時（連続して次の子の育児休業等を取得する場合はその育児休業等終了時）に改定を行います。

育児休業等終了時改定のイメージ図



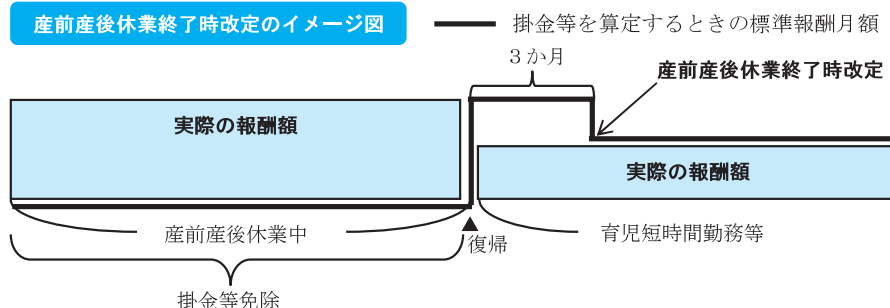
(注) 育児休業等終了時改定は、原則、復帰後3か月間の報酬の平均により行うため、復帰直後の約3か月間は、従前の標準報酬月額が適用されます。

2 産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業を終了した日において、その産前産後休業に係る子を養育する場合、職員共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間（報酬の支払基礎日数が17日未満の月等を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を改定します。（ただし、随時改定の要件を満たす場合は、産前産後休業終了時改定の申出がなくても随時改定を行います。）

なお、産前産後休業に続けて育児休業等をとる場合には、産前産後休業と育児休業等を1つの休業とみなして、育児休業等の終了時に改定を行います。

産前産後休業終了時改定のイメージ図



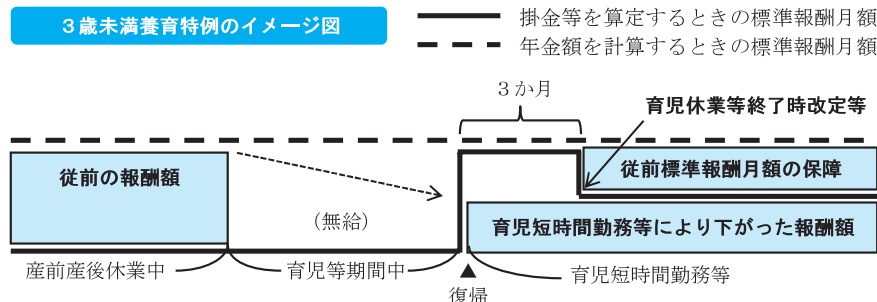
3 3歳未満の子を養育しているときの特例

3歳に満たない子を養育している組合員が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、職員共済組合に申出をしたときは、その子が3歳に達するまでの間、年金額計算の際には、養育期間前の高い長期標準報酬月額で計算されます。

育児休業終了時改定等により、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合は、申出書を提出してください。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中に報酬が低くなったことにより将来の年金額が低くなることを避けるための措置であるため、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

3歳未満養育特例のイメージ図



進学資金に職員共済組合の貸付を！

職員共済組合

☎内81-2361

☎504-2061

入学は最高 200 万円まで

大学(大学院を含む)・高校・専修学校等への進学資金の計画はお済みですか？

職員共済組合では、入学・修学の貸付を希望される方に進学資金の貸付を行っていますのでご利用ください。

申込締切は毎月5日です。貸付条件などは次のとおりです。

区 分	入学貸付	修学貸付
貸付の対象	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の高等学校、大学(大学院を含む)、高等専門学校、専修学校(以下「高等学校等」という)への入学	組合員又はその被扶養者(被扶養者でない子を含む)の高等学校等における修学
貸付金の限度額 (申込金額は1万円単位)	給料の6か月分に相当する金額(上限200万円)の範囲内で必要額(ただし、高等学校については30万円が限度)	修業年限の年数に相当する月数(中途の場合は残月数)1月につき15万円。 ただし、年度ごとの申込みとなり、一回の申込限度額は1年度分180万円(年度中途の場合はその年度の残月数×15万円)です。なお、同じ学年を2度申込みことはできません。
償還方法	貸付の翌月から元利均等で償還(最高120月)	高等学校等を卒業するまでは利息のみを返済し、卒業の翌月から元利均等で償還(最高150月)
提出書類	貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する合格又は入学の許可を証明する書類(入学後の場合は、在学証明書を添付)	貸付申込書、印鑑登録証明書、貸付金借用証書、直近の給与支給明細書、借入状況等申告書及び学校長等の発行する在学を証明する書類(入学前に申込み場合は、合格又は入学の許可を証明する書類)

※令和5年2月1日現在、貸付利率は年1.26%です。

◆貸付金の交付日は、原則として受付日が、1日から5日までのものは当月末日、6日以降のものは翌月末日です。

◆申込みにあたっては、次のことにご注意ください。

- 1 入学貸付の申込期限は、入学後2か月以内(4月入学の場合は6月5日(月)まで)です。
- 2 修学貸付の新年度分の申込みは2月7日(火)から受け付けます。
- 3 令和4年度分の修学貸付を借受けている方が、令和5年度分(進級分)の修学貸付を継続して申込まれる場合は、2月上旬に送付します継続用申込書をご使用ください。
- 4 上記提出書類のほか、必要に応じて他の証明書類等を提出していただくことがあります。

◆貸付後の必要書類の提出

申込時に合格通知書又は入学許可書を添付した場合は、入学後1か月以内に「在学証明書」を提出してください。

※合格通知書、入学許可書及び在学証明書については、写しでもかまいません。

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方へ

職員共済組合

☎内81-2361

☎504-2061

現在、職員共済組合で大学修学のための貸付を受けられている方で、対象者が大学院に進学される場合は追加貸付、または償還猶予の延長ができる場合がありますので、2月17日(金)までに職員共済組合へご相談ください。

公費負担医療費受給者証の写しを提出してください！

職員共済組合

☎内81-2373

☎504-2062

職員共済組合では、医療費の公費負担医療費受給者証をお持ちの方に、受給者証の写しを提出していただき、それに基づいて高額療養費・附加給付の支給及び「医療費のお知らせ」の発行を行っています。

受給対象者の方は、医療費受給者証の写しに

①所属、②職員番号、③氏名

を記入のうえ、職員共済組合までご提出ください。

(受給資格喪失の場合もご連絡ください。)

各自治体の対象年齢が拡大されています。再度確認をお願いします。

- 提出が必要な受給者証：
- 子ども医療費受給者証
 - 乳幼児等医療費受給者証
 - 重度障害者医療費受給者証
 - ひとり親家庭医療費受給者証
 - 肝炎治療受給者証

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
子ども氏名・性別	
生年月日	年 月 日
保護者氏名	住所
	氏名
一部負担金(自己負担)限度額	通院 入院
有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
発行機関	広島県 広島市長
交付年月日	年 月 日

◎広島市にお住まいの方は、令和4年1月より、通院の助成対象範囲が「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大されております！！

それとともに新たに助成対象となり、子ども医療費受給者証を取得された方や、助成範囲拡大後の新しい受給者証が送付されてきた方は、写しの提出をお願いします。

ニコニコ(2525)過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日 ^^

福利課

☎内81-2365・2374・2375

☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。メンタルヘルス推進日には、庁内 LAN 掲示板等を通じて各種相談窓口等(本紙にも掲載)の情報発信を行います。

コラム

😊 ココロをラクにするコッソー仲間と過ごす時間を大切に 😊

ストレスが多い日々の中で心の健康を保つためには、友人や仲間との時間がとても大切です。特に、あなたのことをよく知っている人や気の合う人に自分の気持ちを話すことで、気持ちが落ち着いたり、困っていることの解決策が見つかることもあります。



仲間と思いきり楽しむこともストレス解消には効果的です。コロナ感染症対策をしつつ、仲間との時間を持つことで、気持ちの切り替えを上手にしていきましょう。

また、人と人とのつながり、ぐちを言える人、話を聴いてくれる人を大切にして、自分のココロの安定を保ちましょう。



(一財)広島市職員互助会特約店 JR西日本プロパティーズ株式会社

互助会会員
購入特典

プレディア舟入中町レジデンス

売買価格(税込)の **0.5%割引** (諸費用に
充当)

PREDEAR

プレディア舟入中町レジデンス

紙屋町へ約1.6km圏。(直線距離)



「新観音橋東」バス停

徒歩
約110m

2分

「本通り」バス停まで

乗車
約10分

「舟入本町」電停

徒歩
約230m

3分

「紙屋町西」電停まで

乗車
約15分

広島市立神崎小学校

徒歩
約240m

3分

広島市立舟入市民病院

徒歩
約380m

5分

完全
予約制

プレディア舟入中町レジデンス 〈先着順申込受付中〉

モデルルーム公開中

〈売主〉

JR西日本プロパティーズ

国土交通大臣免許(2)第9056号、(一社)不動産協会会員、
(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
中国支社〒733-0036
広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号リョーセンタービル4階
https://www.jrjps.co.jp/

〈販売代理〉

三井不動産リアルティ中国
MITSUI FUDOSAN REALTY CHUGOKU

国土交通大臣免許(7)第5169号、(一社)不動産流通経営協会会員、
(公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟
〒730-0037
広島県広島市中区中町9番12号(中町三井ビル6階)
https://www.mf-realty.jp/chugoku/

〈販売代理〉

KCE
株式会社 KCE

広島県知事免許(4)第9303号、
(公社)広島県実地建物取引協議会会員
〒733-0002
広島県広島市西区楠木町三丁目3番1号
http://kce-inc.co.jp/



カーナビ検索 広島市中区西十日市町8-8

●三井のリパーク以外のコインパーキング

問い合わせ先

0120-870-517



◎営業時間/平日:午前10時~午後5時、土・日・祝:午前10時~午後6時 ◎定休日/火・水曜日

プレディア舟入中町

【プレディア舟入中町レジデンス 物件概要】
■所在地/広島市中区舟入中町6番1(地番) ■交通/広島電鉄「新観音橋東」バス停徒歩2分、広島電鉄「舟入本町」電停徒歩3分 ■総戸数/56戸 ■用途地域/商業地域 ■建ぺい率/80%(90%) ■容積率/400%(500%) ■敷地面積/827.78㎡ ■建築面積/397.84㎡ ■延床面積/4,838.93㎡ ■構造・規模/鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上15階建 ■建築確認番号/第ERI-21037186号(2021年11月26日付) ■分譲後の権利形態/敷地は共有、建物は区分所有 ■駐車場/総戸数56戸に対して33台(平置17台・機械式16台)(月額使用料:16,000円~23,000円) ■自転車置場/総戸数56戸に対して112台(月額使用料:150円~400円) ■バイク置場/総戸数56戸に対してバイク置場2台・ミニバイク置場4台(月額使用料:ミニバイク置場1,000円、大型バイク置場2,000円~2,500円) ■管理形態/区分所有者全員により管理組合を結成し、管理会社に委託 ■管理会社/JR西日本住宅サービス株式会社 ■管理員の勤務形態/通勤 ■建物竣工時期/2023年12月中旬予定 ■入居時期/2024年2月中旬予定 ■施工/株式会社鴻池組 ■販売概要(第1期先着順) ■販売戸数/8戸 ■間取り/2LDK~4LDK ■専有面積/60.43㎡~81.85㎡ ■バルコニー面積/9.00㎡~16.78㎡ ■フリーボード面積/4.15㎡~7.03㎡ ■販売価格/3,180万円~4,980万円 ■管理費(月額)/6,030円~7,710円 ■修繕積立金(月額)/6,350円~8,590円 ■修繕積立基金(引渡時一括)/496,000円~671,000円 ■管理準備金(引渡時一括)/9,480円~12,840円 ■申込受付場所/「プレディア舟入中町レジデンス」マンションギャラリー ※管理費にはインターネット利用料を含みます。町内会費(月額200円/戸)を管理費等お支払い時に別途徴収いたします。 ※販売価格には建物に係る消費税10%相当額を含みます。 ※先着順販売のため、ご希望の住戸が販売済みの場合はご容赦ください。 ※広告有効期限/2023年3月末日

※記載の航空写真は(2022年2月撮影)は色調補正などCG処理を施したもので実際とは異なります。 ※記載の距離は住宅地図を基に現地からの最短距離を計測したものです。 ※徒歩での所要時間は、徒歩:80m/分で計算し、端数を切り上げた概算です。 ※電車・バスの所要時間は、通勤時間帯(AM7:30~9:00)に目的地に到着する最多数の所要時間です。 ※広島電鉄株式会社ホームページ調べ(2022年9月11日現在) ※周辺環境の情報については2022年2月現在の状況です。

笑顔でヘルシーダイヤル (共市)

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で 24 時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

障害者である職員の合理的配慮についての相談 (市)

障害者である職員の合理的配慮についての相談を人事課で受け付けています。

【電話番号】

082-504-2050(内線 2395)

【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 (市)

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置しています(全庁資料室参照)。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員(人事課サービス監視担当課長)】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2049(直通)又は内線 2319

【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp

504-2059(直通)又は内線 2370

【男性相談員(人事課長)】

504-2048(直通)又は 2310

〈プライバシーは守られます〉

健康相談室 (共市)

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラーとの対面相談の日時を決定します。

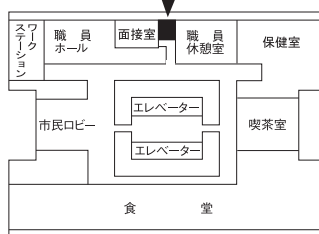
【相談受付】

月～金曜日

午前 10 時～午後 3 時 30 分

(相談は午後 4 時までで行います。時間外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

健康相談 (市)

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679(直通)又は内線 2378

504-2681(直通)又は内線 2376

504-2682(直通)又は内線 2368

【保健師】

504-2062(直通)

又は内線 2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、是非、ご相談ください。あわせて福利課 HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

*☎…広島市職員共済組合員が利用できます
*☎…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

なやみごと相談 (市)

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、ハラスメントなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日

(祝日、お盆及び年末年始を除く。)

午前 10 時～午後 4 時 30 分

【相談時間】

午前 10 時～午後 8 時(1 回 50 分)

(土日祝日も含む毎日)

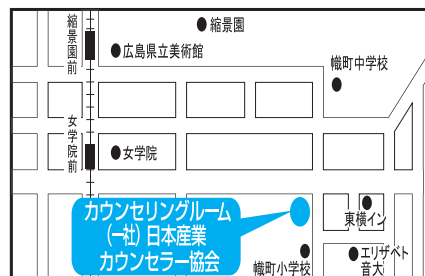
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町 3-1 第三山県ビル 5 階

(一社)日本産業カウンセラー協会



仕事と家庭生活の両立支援相談窓口 (市)

☎504-2887【直通】

仕事と家庭生活(育児や介護等)との両立について、相談員(保健師)が相談をお受けします。

ご家族からの相談、匿名での相談も可能です。

【相談方法】

電話、e-mail、面談(要予約)でご相談ください。

【電子メールアドレス(専用)】

ryouritsu@city.hiroshima.lg.jp

【相談時間】

午前 9 時 15 分～午後 4 時

●相談内容は、原則、相談員以外に伝わることはありません。(秘密厳守)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 Ⓢ 3月分コテージ湯の山利用抽選	4
5	6 Ⓢ 2月分普通・特別貸付申込締切	7 Ⓢ 広響定期演奏会抽選申込締切	8	9	10 Ⓢ 各種給付金締切 Ⓢ 1月分各種給付金支払 Ⓢ 貸付金繰上償還申込締切	11
12	13	14	15 Ⓢ 財形貯蓄2月分払戻請求締切	16	17	18
19	20 Ⓢ 2月分育児・介護休業手当金請求締切 Ⓢ 3月分住宅貸付申込締切	21	22 Ⓢ 貸付金繰上償還振込期限	23	24 Ⓢ 1月分育児・介護休業手当金支払日 Ⓢ 3月分産前産後休業掛金免除申出締切	25
26	27	28 Ⓢ 財形支払 Ⓢ 2月分普通・特別、1月分住宅貸付日 Ⓢ 4月分コテージ湯の山利用抽選申込期限				

Ⓢ 互助会 Ⓢ 職員共済組合 Ⓢ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合		福利課	
ダイヤルイン 504-2063 (福利係)		ダイヤルイン 504-2061 (庶務係) 本庁内線 2361・2362		ダイヤルイン 504-2062 (保健医療係)	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付	締切 5日	各種給付金 (本庁内線2371~2373)	締切 10日 支払 翌月10日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	特別貸付	貸付 末日	コテージ湯の山 (本庁内線2373)	抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 抽選日以後、先着順受付
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		住宅貸付	締切 20日 貸付 翌月末日	配布部数の変更について	
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	貸付金繰上償還 (一部返済・全額返済)	受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済 (1万円単位) 住宅貸付 50万円以上 普通・特別貸付 30万円以上	全庁フォルダ内のファイルを直接修正できない所属においては次の番号へ必要部数をお知らせください。 福利課厚生係 (互助会管理係) 082-504-2060 (内線81-2357) 配布部数の変更は毎月10日までにお知らせください	
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	育児・介護休業手当金	締切 20日 支払 翌月25日		

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、
[市立病院機構本部事務局経営管理課 ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!